

令和6年8月29日

【照会先】

神奈川県労働局 労働基準部 安全課
課長 塚田 和男(内線6050)
安全専門官 合田 勝彦(内線6055)
(電話) 045(211)7352

報道関係者 各位

転倒災害の再発防止のための自主点検結果（令和5年度分）を公表します

～転倒予防は、作業する「人」に着目した取り組みが課題～

神奈川県労働局（局長 藤枝 茂）では、このたび、事業場の安全衛生活動の活性化を促すため、休業見込み日数が1か月以上の転倒災害を発生させた事業場を対象として実施した自主点検結果を取りまとめたので公表します。

神奈川県労働局は、今回の調査結果を踏まえ、労働安全衛生法上、安全管理者等の選任義務のない業種への安全担当者の配置に向けた指導と、特に近年の高齢化の進展による高年齢労働者の増加を踏まえ、エイジフレンドリーガイドラインやエイジフレンドリー補助金の周知を含めた、より一層の労働者の健康確保や身体機能の維持、向上への取り組みを強化します。

【自主点検結果のポイント】

- 1 安全管理者等の選任割合や安全衛生委員会等の協議組織の設置割合は、労働安全衛生法上、義務が課せられた工業的又は屋外産業的業種で高く、同義務のない非工業的業種では低かった（別添1のP2～P5参照）。

転倒災害は非工業的業種でより発生が多い傾向があり（別添2の図2参照）、転倒予防には安全管理や労使協調しての取り組みも重要となるため、非工業的業種においても安全管理者等の選任や、既存の衛生委員会や関係労働者の意見を聴く機会の活用・設置を促す必要がある。

- 2 転倒災害の原因を、教育や体力維持などに関係する「人」、設備や環境などに関係する「場所」に区分して集計した結果、全業種を通じて転倒予防教育や転倒予防体操の未実施など、作業する「人」に関係する項目が上位であった（別添1のP6～P9参照）。

「人」についてはソフト面、「場所」についてはハード面と言い換えることができ、結果からはソフト面対策が不十分であったと捉えている事業場が多いと言える。

転倒災害の要因には身体機能の低下など労働者の健康問題が密接に関係するため、近年の高齢化の進展による高年齢労働者の増加も踏まえ、より一層、労働者の健康確保や身体機能の維持・向上などソフト面への取り組みが重要となる。

【調査概要】

調査方法 当局内の労働基準監督署（計12署）が実施した自主点検の集計による。
対象 令和5年度に各署に提出された労働者死傷病報告において休業見込み日数が1か月以上の転倒災害を発生させた事業場を対象とした。
回答数 590件

別添資料

- 別添 1 転倒災害の再発防止のための自主点検結果（令和 5 年度分）
- 別添 2 神奈川県労働局管内における転倒災害発生状況（令和 5 年）
- 別添 3 S T O P ! 転倒災害プロジェクト神奈川 2 0 2 4
（神奈川県労働局リーフレット）
- 別添 4 安全推進者の配置等に係るガイドライン（神奈川県労働局リーフレット）
- 別添 5 エイジフレンドリーガイドライン（厚生労働省リーフレット）
- 別添 6 「令和 6 年度エイジフレンドリー補助金」のご案内
（厚生労働省リーフレット）

取材申込

神奈川県労働局労働基準部安全課

電話 045-211-7352（担当 ^{こうだ} 合田）

E-mail: anzenka-kanagawakyoku@mhlw.go.jp

転倒災害の再発防止のための自主点検結果（令和5年度分）

神奈川県労働局労働基準部
安全課

神奈川県労働局管内（神奈川県内）の令和5年の労働災害による休業4日以上死傷者数は8,002人（新型コロナウイルス感染症関連は除く。以下同じ。）であり、前年比2.7%（210人）の増加となった。

そのうち転倒災害による死傷者数は1,889人であり、前年比5.4%（107人）の減少となったが、割合は全体の約23.6%を占め、事故の型別では最多である。

また、令和6年6月末現在における転倒災害による労働災害における休業4日以上死傷者数は844人であり、前年同期比15.4%（113人）の増加となっている。

転倒災害は、作業中の行動に起因し、原因究明と対策樹立に困難を伴うこともあるが、作業する「人」と「場所」に着目すると問題点を整理することができる。

このような視点を踏まえ、当局では、令和5年度に神奈川県内の各労働基準監督署（以下「各署」という。）で実施した転倒災害の再発防止のための自主点検結果を次のとおり取りまとめた。

1 自主点検の目的

転倒災害の発生を端緒に事業場における自主的な安全衛生活動の活性化を促すこと。

2 自主点検の対象

令和5年度に各署に提出された労働者死傷病報告において休業見込み日数が1か月以上の転倒災害を発生させた事業場を対象とした。

使用した自主点検表は、別紙のとおりである。

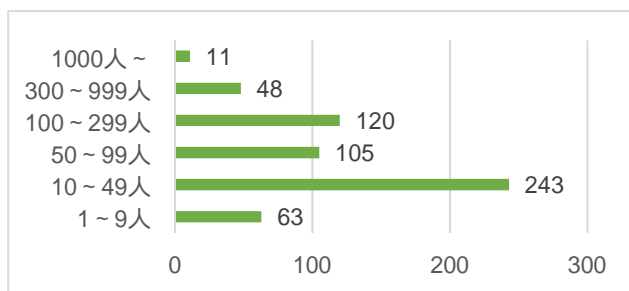
3 自主点検の回収事業場数

令和5年度に各署で実施した自主点検の回収数は590件であった。

（1）規模別内訳

自主点検を事業場の規模別に集計したところ、図1のとおりであった。

図1 規模別集計内訳（合計590件）

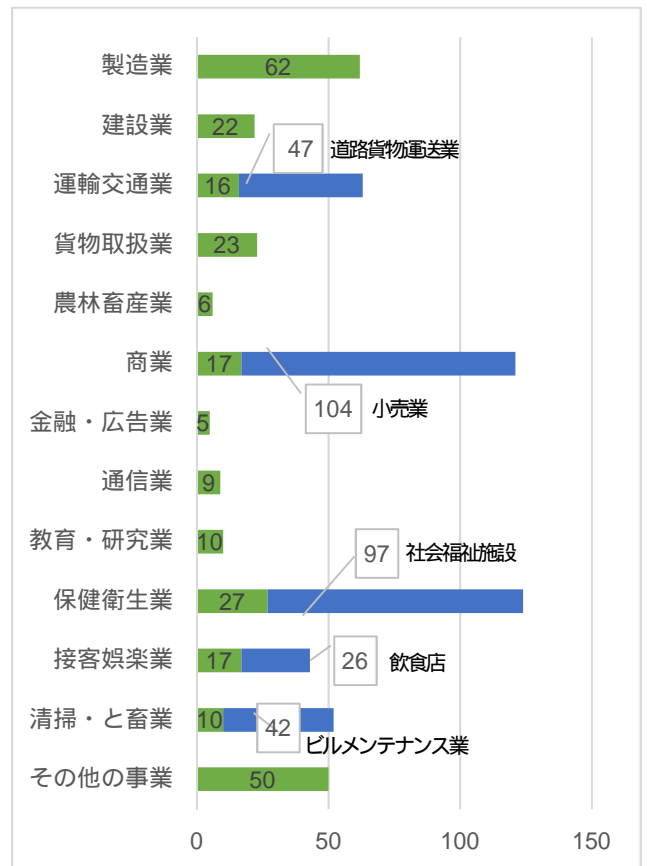


（単位：件）

（2）業種別内訳

自主点検を事業場の業種別に集計したところ、図2のとおりであった。

図2 業種別集計内訳（合計590件）



（単位：件）

4 自主点検結果

自主点検回収数の上位の業種（製造業、道路貨物運送業、小売業、社会福祉施設、飲食店、ビルメンテナンス業）について、次のとおり安全衛生管理体制（安全衛生担当者の有無、安全衛生委員会等の協議組織の有無）及び転倒災害の原因を集計した。

（1）安全衛生担当者

安全衛生担当者の集計では、安全管理を担当する安全管理者、安全衛生推進者又は安全推進者（以下「安全管理者等」という。）に着目し、事業場の規模別に選任割合を整理した。

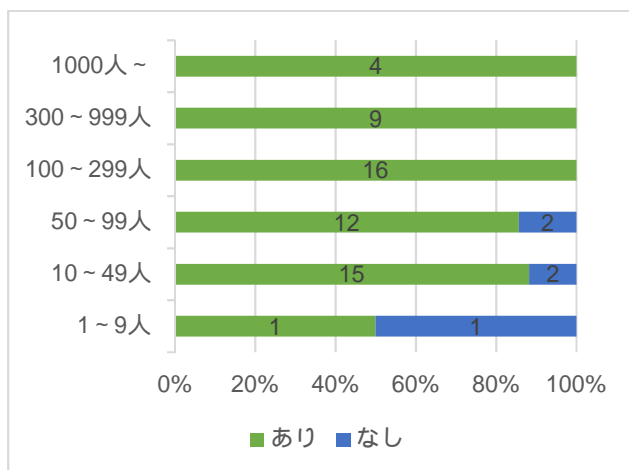
なお、安全管理者等は工業的業種においては規模に応じて選任が義務となっているが、非工業的業種（小売業（各種商品小売業、家具等小売業及び燃料小売業は除く。以下同じ。）、社会福祉施設、飲食店など）では義務ではない。

しかし、厚生労働省では非工業的業種の労働災害を減少させるため、一定規模の非工業的業種においても安全推進者を配置することをガイドライン⁽¹⁾により求めている。

ア 製造業（回収数 62 件）

100 人以上では、安全管理者等の選任率は 10 割であったが、99 人以下の一部では安全管理者等が選任されていない事業場がわずかに認められた（図 3-1 参照）。

図 3-1 製造業の規模別安全管理者等の配置状況

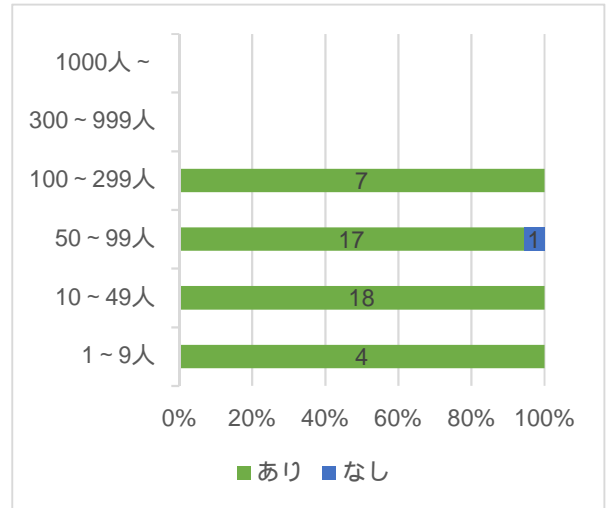


図中の数値は回答数

イ 道路貨物運送業（回収数 47 件）

ほとんどすべての事業場において安全管理者等の選任が認められた（図 3-2 参照）。

図 3-2 道路貨物運送業の規模別安全管理者の配置状況



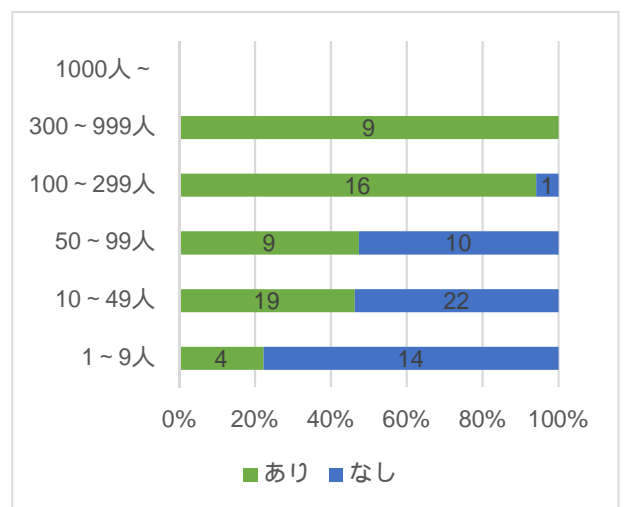
図中の数値は回答数

ウ 小売業（104 件）

規模が小さくなるにつれ、安全管理者等の選任率が低下する傾向が認められる。

製造業や道路貨物運送業と比較すると安全管理者等の選任率は低いが、前記のとおり安全管理者等の選任が義務ではないことが要因と考えられる（図 3-3 参照）。

図 3-3 小売業の規模別安全管理者等の配置状況

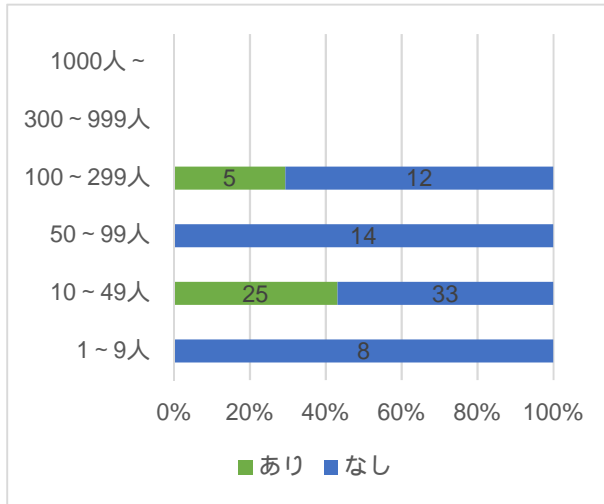


図中の数値は回答数

エ 社会福祉施設（回収数 97 件）

安全管理者等の選任率は総じて低いが、グラフ上に表れない選任義務のある衛生管理者は多くの事業場で選任されていた（図3-4、別添資料の表4参照）。

図3-4 社会福祉施設の規模別安全管理者等の配置状況

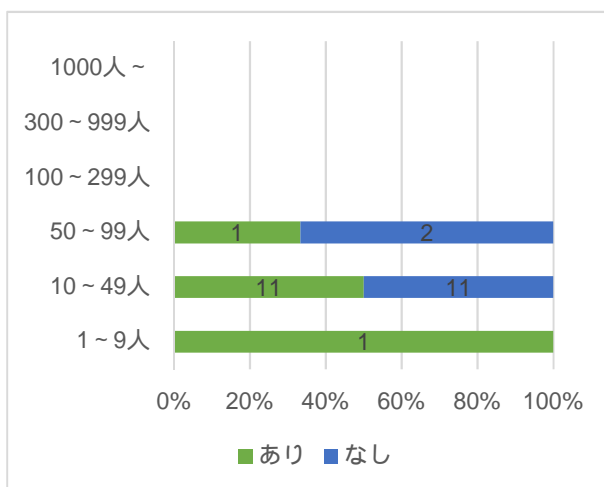


図中の数値は回答数

オ 飲食店（回収数 26 件）

回収数が少ないが、概ね半数以上の事業場で安全管理者等が選任されていた（図3-5参照）。

図3-5 飲食店の規模別安全管理者等の配置状況

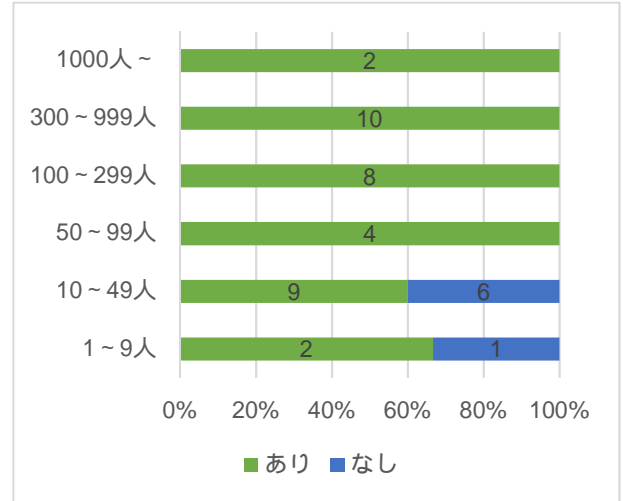


図中の数値は回答数

カ ビルメンテナンス業（回収数 42 件）

50人以上では安全管理者等の選任率は10割であったが、49人以下では一部未選任の事業場が認められた（図3-6参照）。

図3-6 ビルメンテナンス業の規模別安全管理者等の配置状況



図中の数値は回答数

(2) 安全衛生委員会等

安全衛生委員会等の協議組織に関する集計では、安全管理を担う安全委員会又は安全衛生委員会（以下「安全衛生委員会等」という。）に着目し、規模別に、安全衛生委員会等があるものを「安全衛生委員会等あり」、衛生委員会のみがあるものを「衛生委員会のみ」、これらに代えて関係労働者の意見を聴く機会があるものを「その他協議会あり」、いずれにも該当しないものを「全くなし」に分類して整理した。

なお、安全衛生委員会等の設置について、工業的業種においては規模に応じて設置が義務となっているが、非工業的業種では義務ではない。

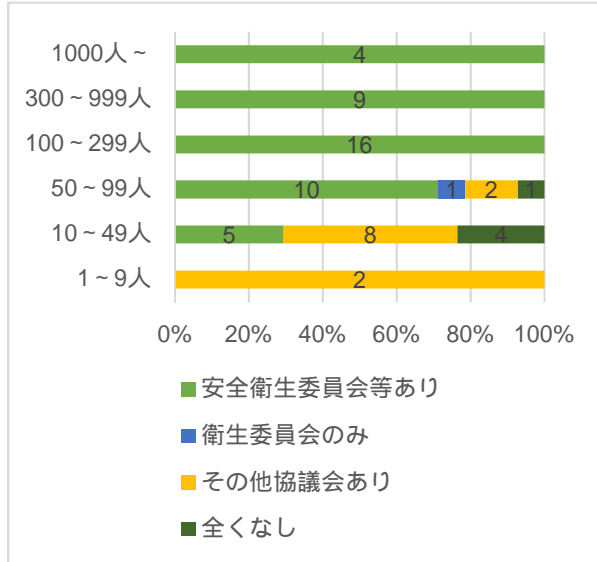
ア 製造業（回収数 62 件）

100人以上ではすべての事業場で安全衛生委員会等を設けており、50人以上でも、7割以上が安全衛生委員会等を設けていた。

労働安全衛生法上、安全衛生委員会等の設置義務がない149人以下において安全衛生委員

会等を設けていたのは3割未満であったが、その他の協議会を設けるなど、何らかの意見聴取の場を設けている事業場が多数であった（図4-1参照）。

図4-1 製造業の規模別の協議組織の有無

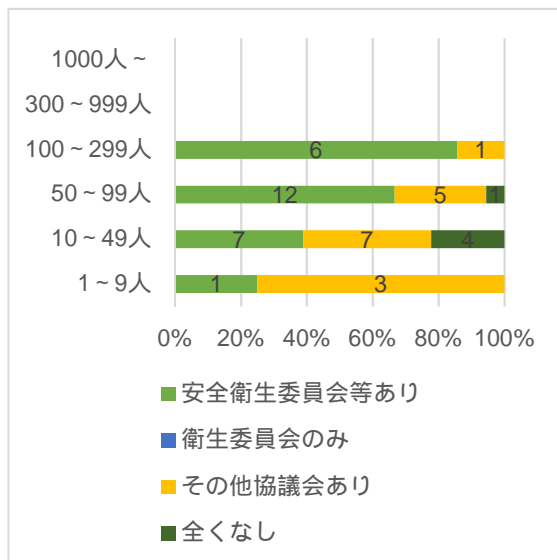


図中の数値は回答数

イ 道路貨物運送業（回収数 47 件）

規模が大きくなるほど安全衛生委員会等の設置割合が増加する傾向が認められ、安全衛生委員会等がなくとも、その他の協議会を設けている事業場が多数であった（図4-2参照）。

図4-2 道路貨物運送業の規模別の協議組織の有無



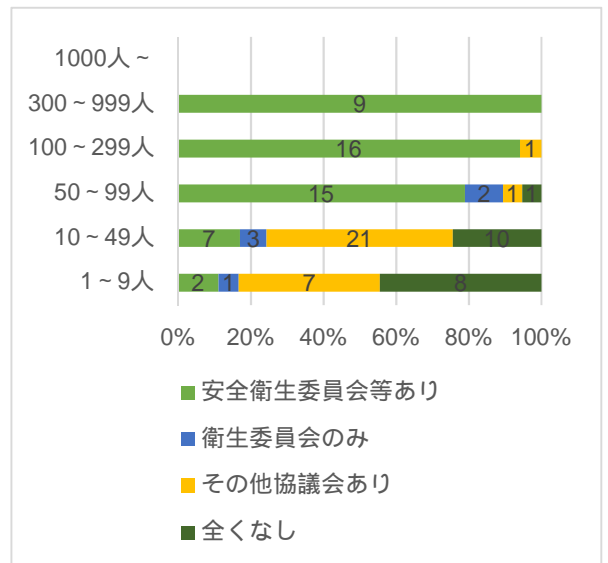
図中の数値は回答数

ウ 小売業（回収数 104 件）

安全衛生委員会等の設置は義務ではない業種であるが、50人以上で、9割近くが安全衛生委員会等を設けており、300人以上では10割の設置状況であった。

一方、49人以下では、安全衛生委員会等やその他協議会も全くないという割合が製造業や道路貨物運送業と比較すると多かった（図4-3参照）。

図4-3 小売業の規模別の協議組織の有無



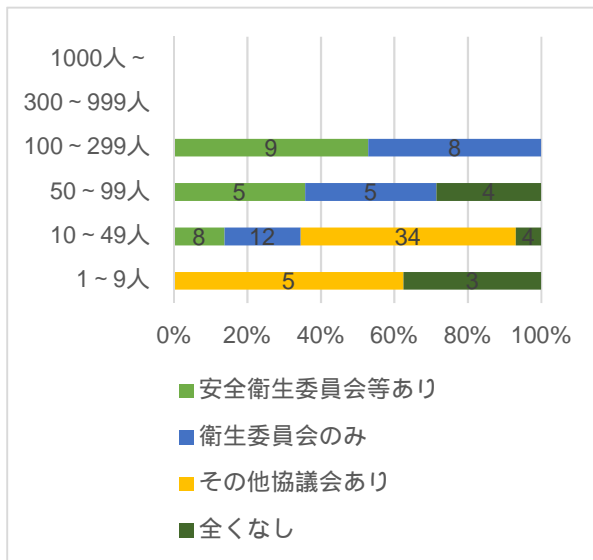
図中の数値は回答数

エ 社会福祉施設（回収数 97 件）

50人以上でも安全衛生委員会等の設置は半数未満にとどまり、49人以下については小売業と同様の傾向が認められる（図4-4参照）。

社会福祉施設においては衛生委員会の設置は義務であるが、安全衛生委員会等の設置は義務ではないことが要因と考えられる。

図4-4 社会福祉施設の規模別の協議組織の有無



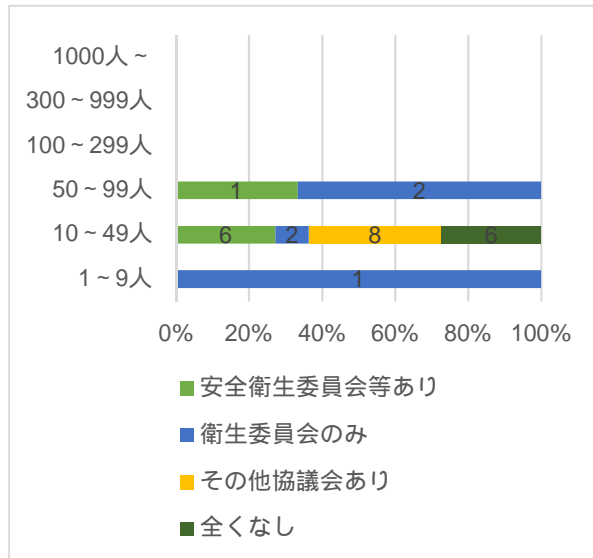
図中の数値は回答数

オ 飲食店 (回収数 26 件)

回収数は少ないが、各規模において、安全衛生委員会等の設置率は低い(図4-5参照)。

社会福祉施設と同様に、安全衛生委員会等の設置が義務ではないことが要因と考えられる。

図4-5 飲食店の規模別の協議組織の有無



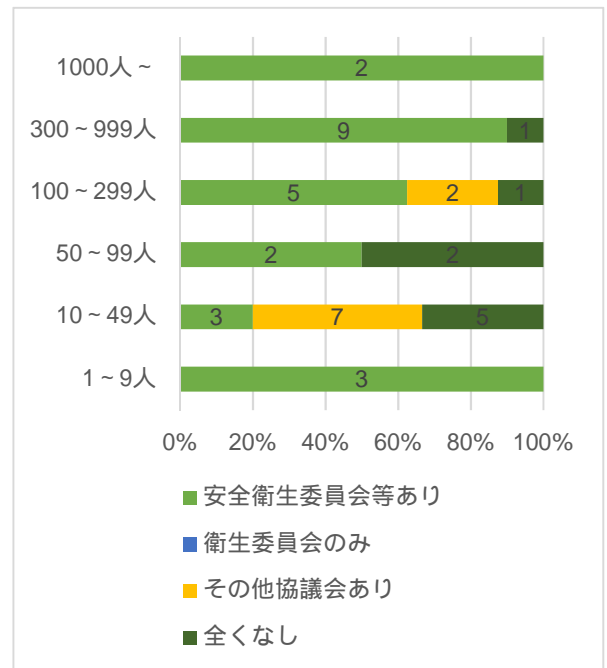
図中の数値は回答数

カ ビルメンテナンス業 (回収数 42 件)

安全衛生委員会等の設置義務のある50人以上の規模の事業場で安全衛生委員会等の未設置が認められた。

ビルメンテナンス業は、労働者が直接勤務地である委託先に出勤することが多く、このためビルメンテナンス業の事務所等は、在籍労働者数が多いものの、実際にその事務所等で勤務する労働者はそこまで多くなく、そのため安全衛生委員会等が設けられていないこともあるのではないかと考えられる(図4-6参照)。

図4-6 ビルメンテナンス業の規模別協議組織の有無

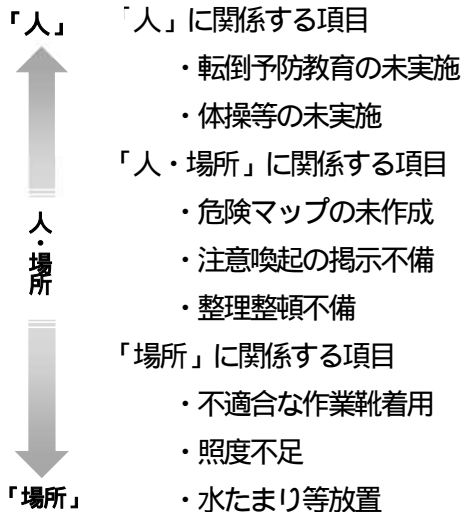


図中の数値は回答数

(3) 転倒災害の原因(複数回答有)

転倒災害の原因を、わかりやすく整理するため、教育や体力維持などに関係する「人」、設備や環境などに関係する「場所」、そして互いに関係するものを「人・場所」に区分した。

複数の原因がある場合には、それぞれ計上した。

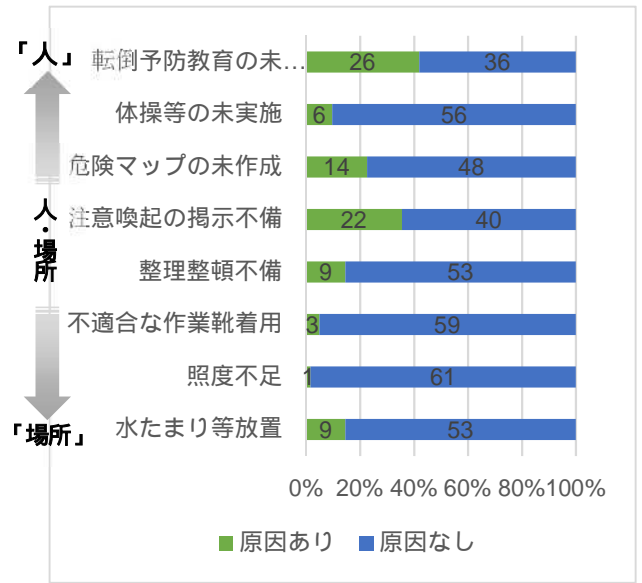


ア 製造業(回収数62件)

転倒予防教育の未実施という「人」に関する項目と、注意喚起の掲示不備という「人・場所」に関する項目が原因として多くあげられている(図5-1参照)。

体操等の未実施、不適合な作業靴着用、照度不足という項目が原因としては低いことに関しては、ラジオ体操、適切な作業靴の着用、照度確保などが以前から浸透している業種であるためと考えられ、同様に原因のうち「場所」に関する項目が「人」に関する項目よりも少ないことは、設備の安全化や整理整頓をはじめとする4S活動などが、以前から浸透している業種であるためと考えられる。

図5-1 製造業の転倒災害の原因



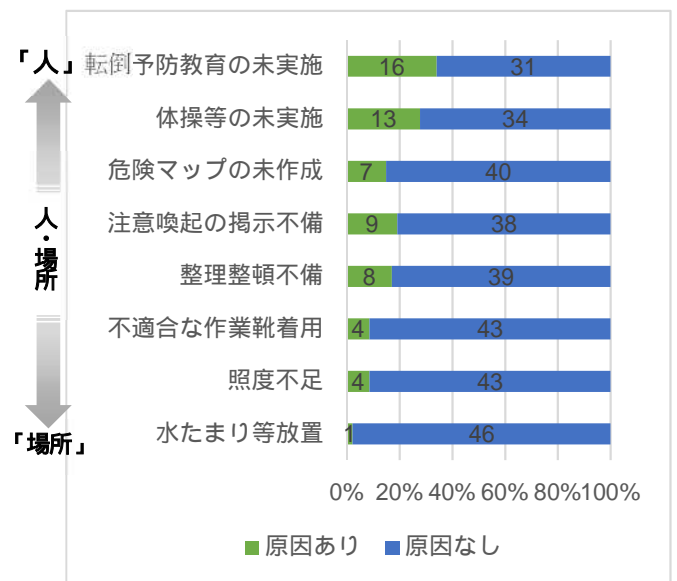
図中の数値は回答数

イ 道路貨物運送業(回収数47件)

「人」に関する項目のほうが、「場所」に関する項目よりも原因として多くあげられている。

これは実際の作業が出先で行われることが多い業種であることが理由であると考えられる(図5-2参照)。

図5-2 道路貨物運送業の内訳



図中の数値は回答数

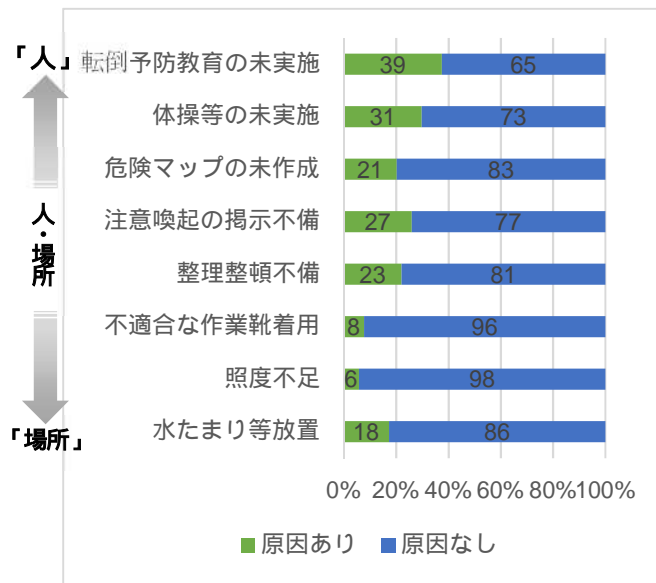
ウ 小売業（回収数 104 件）

「人」に関する転倒予防教育の未実施が原因としては最も多くあげられ、次いで体操等の未実施があげられている。

その他、「人・場所」に関する整理整頓不備や注意喚起の掲示不備も多くあげられている。

特記すべきこととして、「場所」に関する水たまり等放置が他業種よりも多く認められ、水気のある品物（野菜や鮮魚、冷蔵品等）を取り扱うことがあるためと考えられる（図 5-3 参照）。

図 5-3 小売業の転倒災害の原因



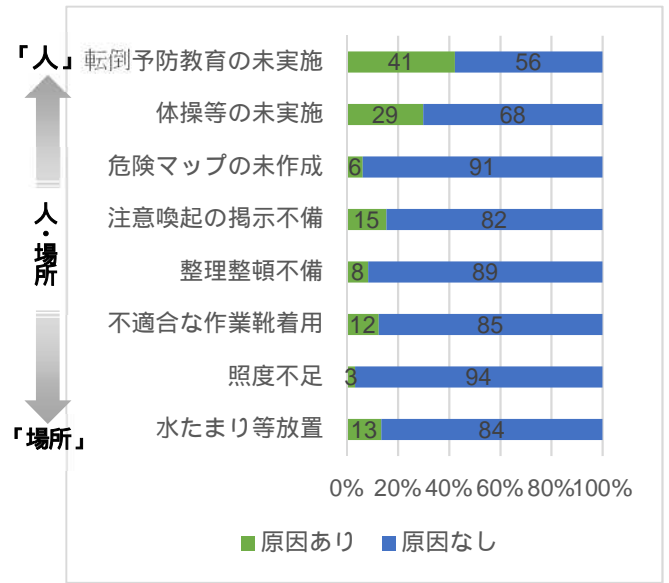
図中の数値は回答数

エ 社会福祉施設（回収数 97 件）

「人」に関する転倒予防教育の未実施が原因としては最も多くあげられ、次いで体操等の未実施があげられている。

総じて「人」寄りの項目が多いが、注意喚起の掲示不備、不適切な作業靴着用、水たまり等放置など「人・場所」、「場所」寄りの項目も一定程度認められる。（図 5-4 参照）。

図 5-4 社会福祉施設の転倒災害の原因



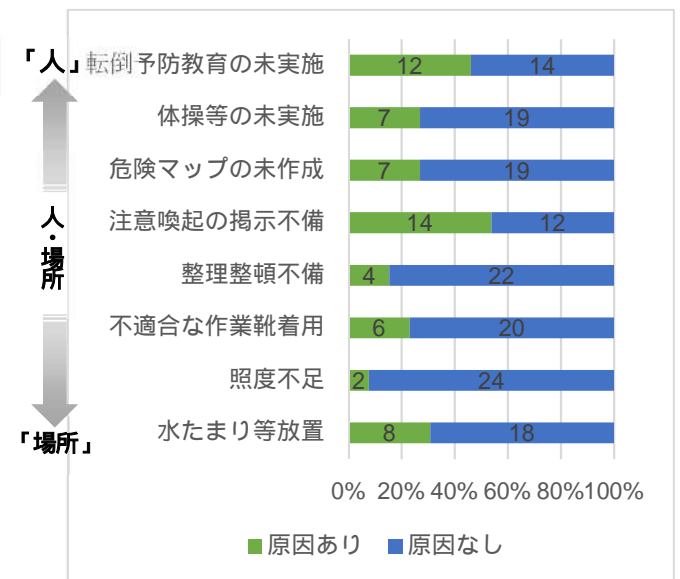
図中の数値は回答数

オ 飲食店（回収数 26 件）

回収数が多くないが、「人」寄りの項目が多い。

また、他業種よりも水たまり等放置が割合として多い（図 5-5 参照）。

図 5-5 飲食店の転倒災害の原因



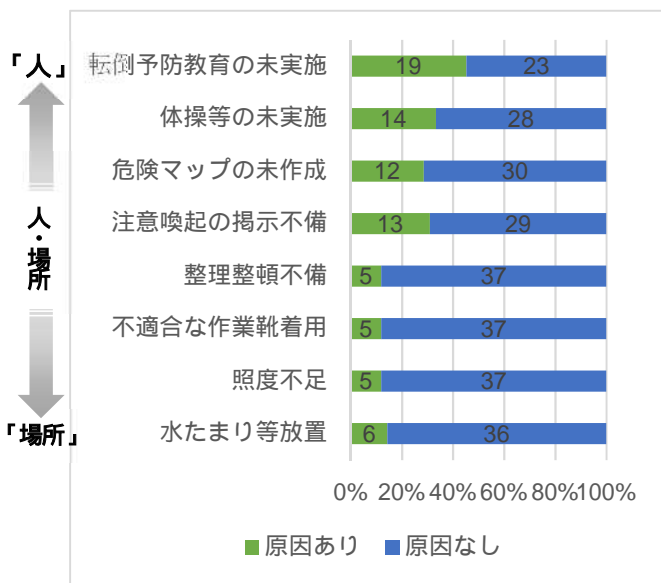
図中の数値は回答数

カ ビルメンテナンス業（回収数 42 件）

「人」に関する体操等の未実施が原因として最も多くあげられており、「人」寄りの項目が総じて多く、「場所」寄りの項目はそこまで多くない（図 5 - 6 参照）。

この要因として、ビルメンテナンス業では、就業先である「場所」が自社の管理が及ばない委託先での作業が多いためと考えられる。

図 5 - 6 ビルメンテナンス業の転倒災害の原因



図中の数値は回答数

5 参考となる対策について

別紙の自主点検等報告書においては、新たに取組むこととした対策を記載できるようにしているところ、次のような参考となる事例も認められた。

- ・受託先（勤務場所）の企業と協議して照度不足や段差の解消を図り、危険マップを作製した。
- ・スリッパ使用の者にかかとのある滑りにくい靴を着用するよう指示した。
- ・段差のある箇所は、段差のないようスロープへの修繕を行った。
- ・社内で安全強調月間を設定し、「転倒リスク評価セルフチェック」の啓発を実施した。
- ・体操を実施していたが参加する人数が少なかったため、再度、転倒予防のためであると伝え、参加を促した。

6 総括

- （1）今回の自主点検の取りまとめは、回収数の多かった上位業種のうち、その細分類の構成を踏まえ、製造業、道路貨物運送業、小売業、社会福祉施設、飲食店及びビルメンテナンス業の計 6 業種を集計対象とした。
- （2）安全衛生担当者については、製造業、道路貨物運送業、小売業（100 人以上）及びビルメンテナンス業で安全管理者等の選任割合が高かった。

一方、小売業（99 人以下）、社会福祉施設及び飲食店では前記の業種ほど安全管理者等の選任割合は高くない。

この要因として、非工業的業種は安全管理者等の選任は義務ではないことが関係しているほか、これら業種の衛生管理者選任割合が比較的に高いことを踏まえると（別添資料参照）、これら業種では健康管理を主体として活動している可能性が考えられる。

一般論ではあるが転倒災害を削減するためには安全衛生管理体制の確立が不可欠であり、近年、第三次産業で労働災害が増加する状況を踏まえると、小売業、社会福祉施設及び飲食店においても安全管理者等を配置し、共通の目的のもと組織的に安全活動を展開することが強く望まれる⁽¹⁾。

- （3）安全衛生委員会等については、各業種とも「安全衛生委員会等あり」だけではなく、「衛生委員会のみ」、「その他協議会あり」も含めると、規模が大きくなるほど協議組織が設けられている割合も高くなり、安全衛生委員会等を設けていない事業場であっても、それら既存の協議組織を活用することにより安全衛生委員会等の代替機関ともなり得るものと思われる。

他方、規模の小さいところをはじめとして、何の協議組織も設けられていないところも多いが、労働災害減少のためには、労使が協力して安全問題を協議する場は必要であるため、規模に応じて労働安全衛生法第 17 条・第 18 条に基づく安全委

員会や衛生委員会（規模 50 人以上）及び労働安全衛生規則第 23 条の 2 に基づく関係労働者の意見を聞くための機会の設置（規模 49 人以下）を促していく必要がある。

- (4) 転倒災害の原因については、全業種を通じて「人」に関する項目の回答割合が高く、製造業、道路貨物運送業、小売業、社会福祉施設、ビルメンテナンス業では転倒予防教育の未実施が最も多く、また、体操等の未実施も多かった。

この結果は、回答のあった事業場で各取組に課題を有していることを示すものである。

転倒予防の教育や体操等は様々なものがあるが、各取組の効果を最大化するためには、転倒災害のメカニズムをよく理解し、「場所」の安全対策だけでなく、労働者自身の安全衛生意識の向上を図ることも重要である。

本取りまとめでは、わかりやすさを重視して転倒災害の原因を「人」と「場所」に区分したが、転倒災害の要因は各個人の「内的要因」と周囲の環境の「外的要因」に大別される。

具体的には、「内的要因」は病気、身体機能の低下、睡眠不足、気持ちの焦りなどであり、「外的要因」は照度、床面の摩擦係数、降雪などであり、そしてさらに危険箇所の管理などの「管理的要因」が関係するとされている⁽²⁾。

このように整理すると、転倒予防の教育では、設備の問題などの「外的要因」の解消だけでなく、労働者自身の身体機能、心理的状态、健康状況が深く関係していることを教育・周知することも効果的であり、体操等では、身体機能の向上など「内的要因」を意識した取組みが有効であると考えられる。

特に高齢労働者については、一般的に年齢を重ねるにつれ身体機能が低下するといわれているため、エイジフレンドリーガイドライン⁽³⁾に基づく体力チェックにより転倒リスクを把握し、労働者自身の「気づき」によって安全衛生意識を

向上させ、その上で転倒予防体操⁽⁴⁾などを実施することが推奨される。

- (5) 一方、「外的要因」である「場所」に関する項目では、まだまだ照度不足や水たまり等放置をあげる回答も認められた。

これらの解消のためには設備的な改善を基本とすべきであるが、すぐに設備改修を実施することができない場合は、危険箇所の管理などの「管理的要因」の対応が重要である。

- (6) 他方、「人・場所」に関する項目では、全体的にみると注意喚起の掲示不備が多かった。

この結果は、回答のあった事業場で「見える化」などによる注意喚起の取組の余地があることを示すものである。

当局では、令和 2 年度以降、転倒災害防止のための好事例を順次収集し、当局ホームページに掲載しており⁽⁵⁾、この中には「見える化」の取組もあるためぜひ参考としてもらいたい。

- (7) 今回の自主点検の取りまとめでは、「安全管理」に着目し、安全管理者等の選任割合や安全衛生委員会等の設置割合から各業種の課題などを整理したが、上記(4)のとおり転倒災害の要因には身体機能の低下など労働者の健康問題が密接に関係する。

近年の高齢化の進展による高齢労働者の増加を踏まえると、今後はより一層、労働者の健康確保や身体機能の維持・向上の取組みの重要性が高まると考えられる。

今年度よりエイジフレンドリー補助金⁽⁶⁾（高齢者を含む労働者が安心して安全に働くことができるよう、中小規模事業者による各種対策や取組に対して補助を行うもの）において、設備・装置の導入などのハード対策だけではなく、専門家等による運動機能のチェックや運動指導などのソフト対策も新たに対象となったことの周知を進め、転倒災害防止にはハード対策だけでなく、ソフト対策も重要であることを、各種機会を通じて訴え、転倒災害防止を図っていくこととする。

参考資料

- (1) 労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種における安全推進者の配置等に係るガイドラインの策定について



(厚生労働省 HP)

- (2) 「転びの予防と簡単エクササイズ」
(参考図書)



(中央労働災害防止協会書籍販売ページ)

- (3) 「エイジフレンドリーガイドライン」



(厚生労働省作成パンフレット)

- (4) 「転倒・腰痛予防! 「いきいき健康体操」」
(令和元年度厚生労働科学研究費補助金
労働安全衛生総合研究事業の一環)



(職場のあんぜんサイトの動画)

- 「ころば^{ないっす}NICEかながわ体操」



(神奈川県労働局 HP)

- (5) 「STOP! 転倒災害プロジェクト神奈川
(統合ページ)」



(神奈川県労働局 HP)

- (6) 「エイジフレンドリー補助金」



(厚生労働省 HP)

転倒災害の再発防止のための自主点検等報告書			
			令和 年 月 日
労働基準監督署長 殿			
		事業場名	
		業種	
		所在地	
		代表者氏名	
令和 年 月 日発生した下記被災労働者に係る労働災害について、下記のとおり自主点検を実施しましたので報告します。			
1 被災事業場の安全衛生管理体制について教えてください			
(1)以下の安全衛生担当者のうち選任しているもの全てに☑をつけてください。 安全管理者 衛生管理者 安全衛生推進者 安全推進者			
(2)以下のうち実施しているものに ☑をつけてください。 安全委員会 衛生委員会 安全衛生委員会 その他(関係労働者の意見を聴くための機会を設けている)			
2 転倒災害が発生した原因として考えられるもの全てに☑をつけてください。☑をつけた項目については、改善措置を実施してください。			
No.	原因		
1	身の回りの整理・整頓を行っていなかった。通路、階段、出口に物を放置していた。		
2	床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていなかった。		
3	安全に移動できるように十分な明るさ(照度)が確保されていなかった。		
4	転倒を予防するための教育を行っていなかった。		
5	作業靴は、作業現場に合った耐滑性を有し、かつサイズのあったものを着用していなかった。		
6	ヒヤリハット情報を活用して転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していなかった。		
7	段差のある箇所や滑りやすい場所などに注意を促す標識をつけていなかった。		
8	ストレッチ体操や転倒予防のための運動を取り入れていなかった。		
3 上記原因の項目の他に今回の転倒災害の原因として考えられるもの及び今回の転倒災害を契機として新たに取 り組むこととした対策を記入してください。			
例) 4S、KY活動、見える化などの安全活動を推進する旗振り役として、安全推進者を配置した。 毎月1回、職場の総点検を実施することとした。・・・など。			
記載しきれない場合、余白又は別紙に記載し、添付してください。			

署によっては点検項目を追加した自主点検表を使用しているため、上記内容を基本項目として集計した。

表1 製造業の安全管理者、衛生管理者等の配置状況（重複回答あり）

労働者数	回収数	安全管理者	衛生管理者	安全衛生推進者	安全推進者
1000人～	4	4(100%)	4(100%)		
300～999人	9	9(100%)	8(89%)	1(11%)	
100～299人	16	16(100%)	16(100%)	2(13%)	
50～99人	14	12(86%)	12(86%)	1(7%)	
10～49人	17	5(29%)	5(29%)	11(65%)	1(6%)
1～9人	2	1(50%)			

表2 道路貨物運送業の安全管理者、衛生管理者等の配置状況（重複回答あり）

労働者数	回収数	安全管理者	衛生管理者	安全衛生推進者	安全推進者
1000人～					
300～999人					
100～299人	7	7(100%)	6(86%)		
50～99人	18	16(89%)	15(83%)	2(11%)	2(11%)
10～49人	18	5(28%)	2(11%)	11(61%)	3(17%)
1～9人	4	3(75%)		1(25%)	

表3 小売業の安全管理者、衛生管理者等の配置状況（重複回答あり）

労働者数	回収数	安全管理者	衛生管理者	安全衛生推進者	安全推進者
1000人～					
300～999人	9	9(100%)	9(100%)	1(11%)	1(11%)
100～299人	17	15(88%)	17(100%)	2(12%)	1(6%)
50～99人	19	8(42%)	17(89%)	1(5%)	
10～49人	41	7(17%)	11(27%)	12(29%)	3(7%)
1～9人	18	3(17%)		1(6%)	

表4 社会福祉施設の安全管理者、衛生管理者等の配置状況（重複回答あり）

労働者数	回収数	安全管理者	衛生管理者	安全衛生推進者	安全推進者
1000人～					
300～999人					
100～299人	17	4(24%)	17(100%)		1(6%)
50～99人	14		13(93%)		
10～49人	58	9(16%)	14(24%)	15(26%)	6(10%)
1～9人	8				

表5 飲食店の安全管理者、衛生管理者等の配置状況（重複回答あり）

労働者数	回収数	安全管理者	衛生管理者	安全衛生推進者	安全推進者
1000人～					
300～999人					
100～299人					
50～99人	3		3（100%）	1（33%）	
10～49人	22	4（18%）	7（32%）	7（32%）	3（14%）
1～9人	1	1（100%）	1（100%）	1（100%）	1（100%）

表6 ビルメンテナンス業の安全管理者、衛生管理者等の配置状況（重複回答あり）

労働者数	回収数	安全管理者	衛生管理者	安全衛生推進者	安全推進者
1000人～	2	2（100%）	2（100%）		
300～999人	10	10（100%）	10（100%）	3（30%）	
100～299人	8	7（88%）	7（88%）	2（25%）	
50～99人	4	3（75%）	2（50%）	2（50%）	
10～49人	15	3（20%）	3（20%）	6（40%）	
1～9人	3		2（67%）	2（67%）	



図1 令和5年の事故の型別死傷者数

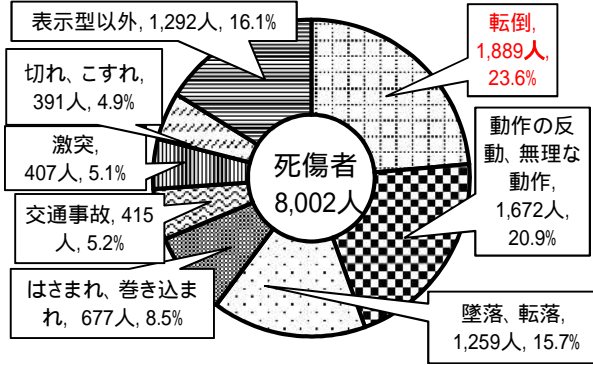


図2 令和5年の転倒災害業種別死傷者数

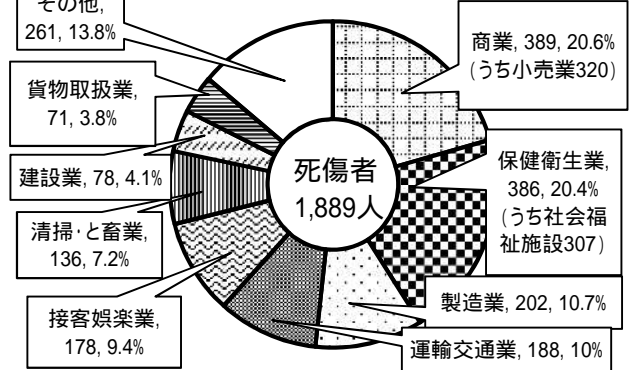


図3 令和5年の転倒災害年齢別死傷者数

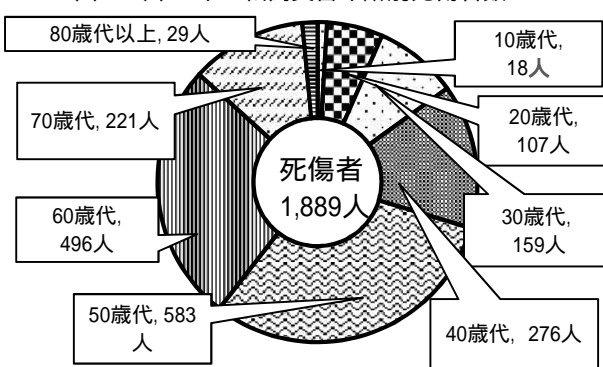


図4 令和5年の転倒災害被災者の休業見込

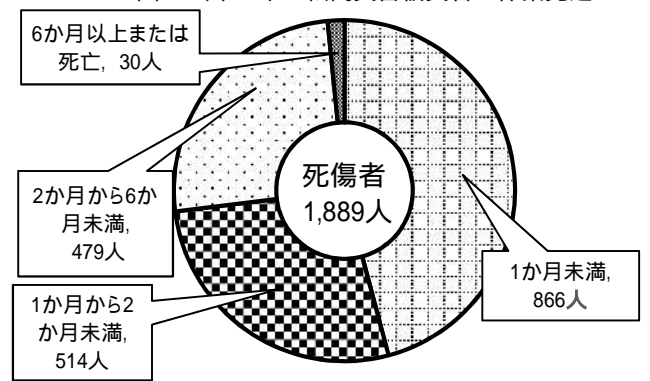
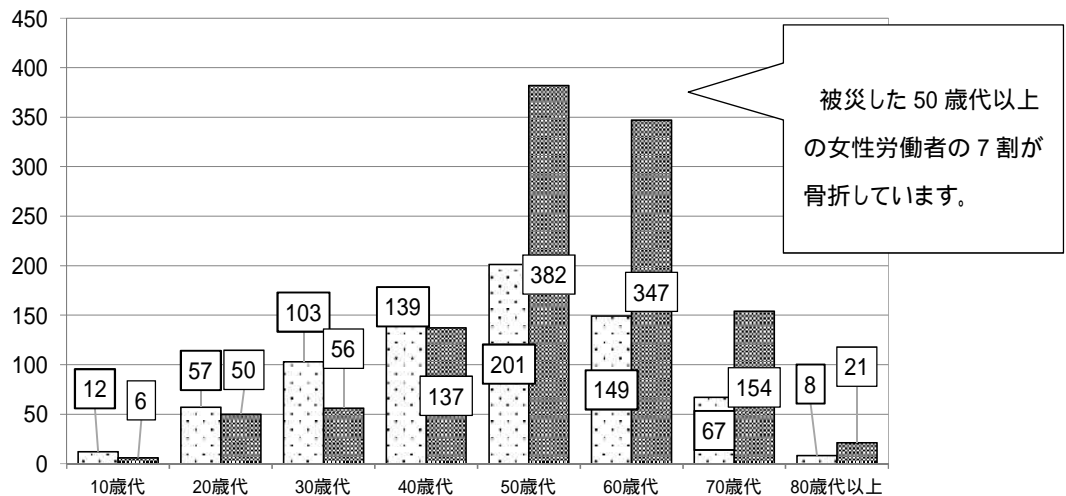


図5 令和5年の転倒災害の男女別年齢別死傷者数

□男性 ■女性



転倒防止に集中!!

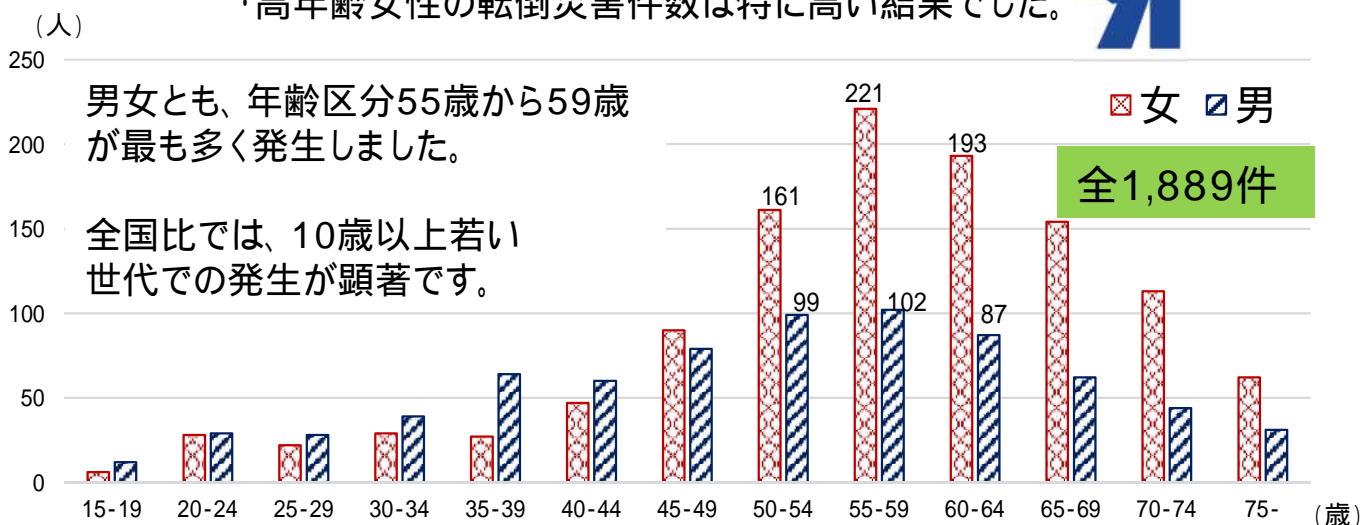
令和5年の転倒災害発生状況



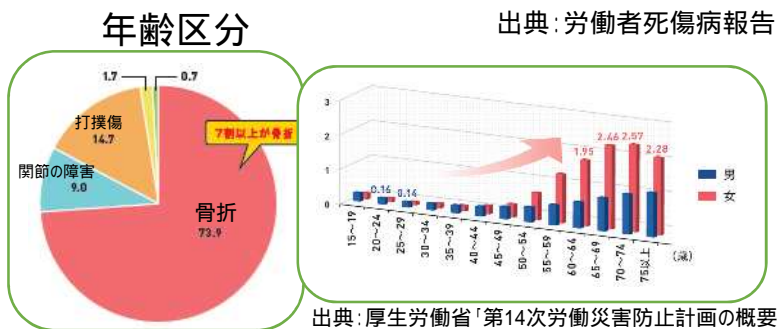
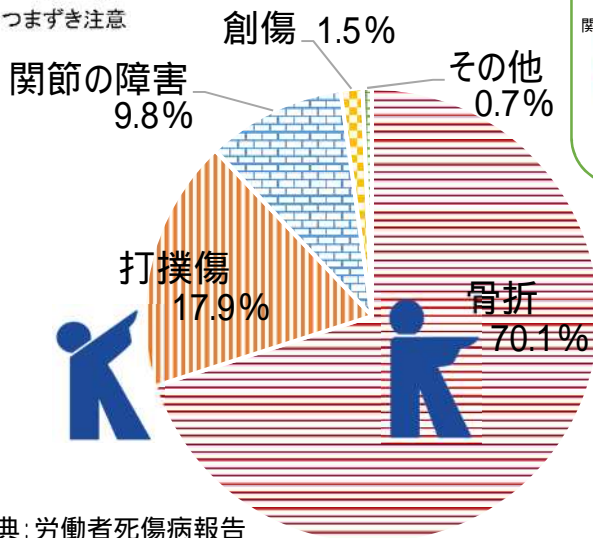
STOP! 転倒災害プロジェクト神奈川 2024

すべり注意

- ・転倒は、50歳代以上で多発しています。
- ・高齢女性の転倒災害件数は特に高い結果でした。



つまずき注意



- ・中高年齢女性は「骨密度の低下により骨折しやすい」と言われています。
- ・骨折が全国と同様、7割以上です。
- ・神奈川では全国と比べ「打撲傷」がやや多く発生しています。
- ・休業見込1か月以上が54%です。

出典: 労働者死傷病報告

50歳以上女性のみ904件

転倒災害防止のポイント

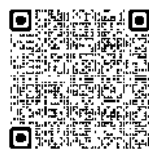
	チェック項目	☑
1	通路、階段、出口に物があれば片づける。	<input type="checkbox"/>
2	床の水・氷・油・粉類などを除去、放置しない！	<input type="checkbox"/>
3	足元の十分な明るさ（照度）を確保。	<input type="checkbox"/>
4	転倒予防の教育を実施。	<input type="checkbox"/>
5	作業靴は作業現場にあった耐滑性 & 適したサイズ。	<input type="checkbox"/>
6	転倒しそうな / 転倒のあった場所の危険マップを作成し、周知。	<input type="checkbox"/>
7	段差のある箇所・滑りやすい場所に標識で注意喚起。	<input type="checkbox"/>
8	ながらスマホ、ポケットに手を入れ歩く等を禁止！手すり持って階段昇降。	<input type="checkbox"/>
9	ストレッチ体操・転倒予防体操などを導入	<input type="checkbox"/>

転倒は腰痛等と併せて「行動災害」と言われています。

まずは、行動災害が経済的損失であることを知ることが重要であり、次に対策を検討します。対策はハード・ソフト両面の対策が求められます。

事業者・発注者のほか、労働者、消費者・サービス利用者など、全ての関係者が安全衛生対策について、自身の責任を認識し、真摯に取り組むことが求められます。

ソフト対策としての具体的取組み



ころばNICEかながわ体操

短時間で、どこでも体操！動画も掲載！

(神奈川県労働局のサイトです)



ゼロ災！無料出張サービス

健康測定・チェック、社内セミナー実施等
企業への専門家派遣でお手伝い！無料です！

(神奈川県産業保健総合支援センターのサイトです)



☑ 転倒等リスクチェック

☑ 運動プログラムの導入等

- 労働者の身体機能低下を抑制し、転倒災害を予防する。

中災防
転倒災害防止のための身体機能向上セミナー



厚生労働省 毎日3分でできる
転びにくい体をつくる職場エクササイズ



☑ 骨粗しょう症検診の受診勧奨

- 特に高齢女性に対して、市町村が実施する「骨粗しょう症検診」の受診を勧奨する。

小売業、社会福祉施設、飲食店 等 の事業場の皆様へ！

安全推進者を配置して、 労働災害を減少させましょう！

労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種における

安全推進者の配置等に係るガイドライン

が策定されました！

このガイドラインでは、安全管理者(※₁)、安全衛生推進者(※₂)の選任義務のない業種の事業場においても、「安全推進者」(安全の担当者)を配置して、その者に労働災害を防止するための一定の職務を行わせるよう求めています。

労働安全衛生法で定められている安全衛生管理体制の概要

- (1) 特定の業種で、常時50人以上の労働者を使用する事業場においては安全管理者(※₁)を選任する必要があります。 [労働安全衛生法第11条]
- (2) 特定の業種で、常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場においては安全衛生推進者(※₂)を選任する必要があります。 [労働安全衛生法第12条の2]
- (3) 全ての業種で、常時50人以上の労働者を使用する事業場においては衛生管理者を選任する必要があります。 [労働安全衛生法第12条]
- (4) 特定の業種以外の業種で、常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場においては衛生推進者を選任する必要があります。 [労働安全衛生法第12条の2]

特定の業種とは？

林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸・小売業、家具・建具・じゅう器等卸・小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業

ガイドライン策定の背景

- (1) 労働安全衛生法の規定上は下記の『早見表』に示したような安全管理体制が義務付けられています。
- (2) しかし、近年『早見表』のうちの特定の業種以外の業種(いわゆる「第三次産業」)において労働災害が増加傾向にあります。
- (3) 特に、平成25年度に策定された「第12次労働災害防止計画」(平成25年度～平成29年度の5か年計画)の中で重点業種とされている「小売業」、「社会福祉施設」、「飲食店」においては、労働災害の増加傾向が顕著です。
- (4) そこで、これらの業種の事業場においても、安全に関する担当者を配置してその者に災害防止のための一定の職務を担っていただくことが災害減少のために不可欠な状況となっています。
- (5) このような背景から、平成26年3月28日付け基発0328第6号(厚生労働省通達)により、本ガイドラインが策定されました。

早見表

	特定の業種		特定の業種以外 小売業(各種小売業等除く)・ 社会福祉施設・飲食店)含む	
	常時50人以上	常時10～49人	常時50人以上	常時10～49人
安全管理者	◎	×	×	×
衛生管理者	◎	×	◎	×
安全衛生推進者	×	◎	×	×
衛生推進者	×	×	×	◎
安全推進者	×	×	○	○

労働安全衛生法
による義務付け

ガイドラインで
新設

◎:選任義務有 ×:選任義務無 ○:指導対象

～ ガイドラインの内容～

1 目的

本ガイドラインは、労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号。以下「令」という。)第2条第3号に掲げる業種に属する事業場において、「安全の担当者(以下「安全推進者」という。)を配置することにより、当該事業場の安全管理体制を充実し、これらの事業場における労働災害防止活動の実効を高め、労働災害の減少に資することを目的とします。

2 対象事業場

令第2条第3号に掲げる業種の事業場であって、常時10人以上の労働者を使用するものを対象とします。

なお、第12次労働災害防止計画において労働災害削減の数値目標を掲げた重点業種である、

・小売業(※) ・社会福祉施設 ・飲食店

については、特に重点的に本ガイドラインに基づく安全推進者の配置に取り組むものとされています。

(※令第2条第2号に含まれる各種商品小売業、家具等小売業及び燃料小売業は安全管理者又は安全衛生推進者の選任が義務付けられているため、除かれます。)

3 安全推進者の配置等

(1) 安全推進者の要件

安全推進者は、

「職場内の整理整頓(4S活動)、交通事故防止等、業種の別に関わりなく事業所内で一般的に取り組まれている安全活動に従事した経験を有する者」のうちから配置してください。

なお、

①常時使用する労働者が50人を超える事業場

②労働災害を繰り返し発生させた事業場

については、安全に対する知見を少しでも多く有する者を配置する観点から、

ア 安全衛生推進者の資格を有する者

安全衛生推進者養成講習修了者、
大学を卒業後1年以上安全衛生の実務を経験した者、
高等学校卒業後3年以上安全衛生の実務を経験した者、
5年以上安全衛生の実務を経験した者、等

イ アと同等以上の能力を有すると認められる者

労働安全コンサルタントの資格を有する者、
安全管理士の資格を有する者、
安全管理者の資格を有する者、等

のいずれかを配置するようにしてください。

(2) 安全推進者の配置

原則として、事業場ごとに1名以上 配置してください。

※ただし、安全推進者の職務を遂行する範囲内において、一定区域内の複数の事業場で1名の安全推進者を配置することとしても差し支えありません。

(3) 安全推進者の氏名の周知

事業者は、安全推進者を配置したときは、その氏名を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係労働者に周知してください。

4 安全推進者の職務

本ガイドラインの対象業種でみられる災害の多くは、転倒災害、荷物の運搬等による腰痛、階段等からの墜落・転落や交通労働災害など日常生活でも起こりうる性質のものであり、その防止のためには、職場環境や作業方法の改善、安全衛生教育の実施といった安全活動の必要性についての認識を事業者、労働者ともども高める必要があります。

こうした現状を踏まえ、安全推進者は、事業の実施を総括管理する者を補佐して、以下の職務を行ってください。

～ 安全推進者の職務 ～

(1) 職場環境及び作業方法の改善に関すること

例：職場内の整理整頓(4S活動)の推進、床の凸凹面の解消等職場内の危険箇所の改善、刃物や台車等道具の安全な使用に関するマニュアルの整備 等

(2) 労働者の安全意識の啓発及び安全教育に関すること

例：朝礼等の場を活用した労働災害防止に係る意義の周知・啓発、荷物の運搬等の作業に係る安全な作業手順についての教育・研修の実施 等

(3) 関係行政機関に対する安全に係る各種報告、届出等に関すること

例：労働災害を発生させた場合における労働者死傷病報告の作成及び労働基準監督署長への提出等

※ 事業者は、こうした安全推進者の活動を実効あるものとするために、安全推進者に対して必要な権限を与えるとともに、知識の付与や能力の向上にも配慮してください。

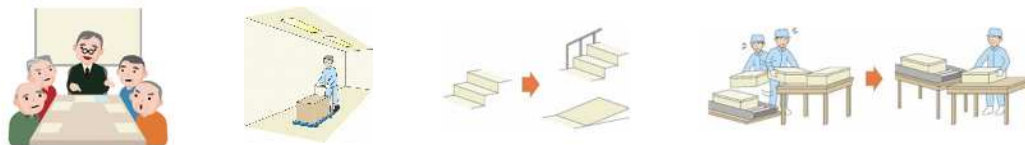
なお、詳細については最寄りの労働基準監督署、神奈川県労働局労働基準部安全課までお問い合わせください。

エイジフレンドリーガイドライン

(高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)



働く高齢者の特性に配慮した安全な職場を目指しましょう



1 安全衛生管理体制の確立

- **経営トップによる方針表明と体制整備**
経営トップが高年齢労働者の労働災害防止対策に取り組む方針を表明し、対策の担当者を明確化します。労働者の意見を聴く機会を設けます。
- **高年齢労働者の労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施**
高年齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、優先順位をつけて2以降の対策を実施します。

2 職場環境の改善

- **身体機能の低下を補う設備・装置の導入(主としてハード面の対策)**
身体機能の低下による労働災害を防止するため施設、設備、装置等の改善を行います。
- **高年齢労働者の特性を考慮した作業管理(主としてソフト面の対策)**
敏捷性や持久性、筋力の低下等の高年齢労働者の特性を考慮して作業内容等の見直しを行います。

3 高年齢労働者の健康や体力の状況の把握

- **健康状況の把握**
雇入れ時および定期的健康診断を確実に実施するとともに、高年齢労働者が自らの健康状況を把握できるような取組を実施するよう努めます。
- **体力の状況の把握**
事業者、高年齢労働者双方が当該高年齢労働者の体力の状況を客観的に把握し必要な対策を行うため、主に高年齢労働者を対象とした体力チェックを継続的に行うよう努めます。
健康情報等を取り扱う際には、「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取り扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応が必要です。

4 高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

- **個々の高年齢労働者の健康や体力の状況を踏まえた対応**
 - ・基礎疾患の罹患状況を踏まえ、労働時間の短縮や深夜業の回数の減少、作業の転換等の措置を講じます。
 - ・個々の労働者の状況に応じ、安全と健康の点で適合する業務をマッチングさせるよう努めます。
- **心身両面にわたる健康保持増進措置**
「事業場における労働者の健康保持増進のための指針(THP指針)」や「労働者の心の健康の保持増進のための指針(メンタルヘルス指針)」に基づく取組に努めます。

5 安全衛生教育

- **高年齢労働者、管理監督者等に対する教育**
労働者と関係者に、高年齢労働者に特有の特徴と対策についての教育を行うよう努めます。
(再雇用や再就職等で経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行います。)

エイジフレンドリー補助金

- エイジフレンドリー補助金では、「エイジフレンドリーガイドライン」に基づき、高年齢労働者(60歳以上)の労働災害防止に取り組む**中小企業事業者の皆さまを支援しています。**
- 高年齢労働者の労働災害防止対策、労働者の転倒・腰痛防止のための専門家による運動指導等の実施、労働者の健康保持増進に取り組む際は、エイジフレンドリー補助金を是非、ご活用ください。

エイジフレンドリー
補助金



中小企業事業者の皆さまへ

令和6年度(2024年度)版

「令和6年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

この補助金は、(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会(以下「コンサルタント会」という。)が補助事業の実施事業者(補助事業者)となり、中小企業事業者からの申請を受けて審査等を行い、補助金の交付決定と支払を実施します。

- 高齢労働者の労働災害防止対策、労働者の転倒や腰痛を防止するための専門家による運動指導等、労働者の健康保持増進のために、エイジフレンドリー補助金を是非ご活用ください。

補助金申請受付期間 令和6年5月7日～令和6年10月31日

	高齢労働者の労働災害防止対策コース	転倒防止や腰痛予防のためのスポーツ・運動指導コース	コラボヘルスコース
対象事業者	<ul style="list-style-type: none"> 労災保険に加入している中小企業事業者 かつ、1年以上事業を実施していること 役員、派遣労働者を除く、以下の労働者を雇用していること 高齢労働者(60歳以上)を常時1名以上雇用している 対象の高齢労働者が補助対象に係る業務に就いている 	<ul style="list-style-type: none"> 労働者を常時1名以上雇用している(年齢制限なし) 	
補助対象	<ul style="list-style-type: none"> 1年以上事業を実施している事業場において、高齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策に要する経費(機器の購入・工事の施工等) 	<ul style="list-style-type: none"> 労働者の転倒防止や腰痛予防のため、専門家等による運動プログラムに基づいた身体機能のチェック及び専門家等による運動指導等に要する経費 	<ul style="list-style-type: none"> 事業所カルテや健康スコアリングレポートを活用したコラボヘルス等、労働者の健康保持増進のための取組に要する経費
補上助限率額	補助率：1/2 上限額：100万円 (消費税を除く)	補助率：3/4 上限額：30万円 (消費税を除く)	

注意事項

- ・複数コース併せての上限額は100万円です。
- ・複数コースでの申請の場合は、希望コースをまとめて申請してください。
- ・この補助金は「事業場規模」「高齢労働者の雇用状況」「対策・取組の内容」等を審査の上、交付を決定します。
- ・全ての申請者に補助金が交付されるものではありません。

【参考】対象となる中小企業事業者の範囲

業種		常時使用する労働者数 ¹	資本金又は出資の総額 ¹
小売業	小売業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	医療・福祉(2)、宿泊業、娯楽業、教育・学習支援業、情報サービス業、物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	製造業、建設業、運輸業、農業、林業、漁業、金融業、保険業など	300人以下	3億円以下

- 1 常時使用する労働者数、または資本金等のいずれか一方の条件を満たせば中小企業事業者となります。
- 2 医療・福祉法人等で資本金・出資がない場合には、労働者数のみで判断することとなります。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会

- 60歳以上の高齢労働者が安全に働けるよう、身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策を補助対象とします。

具体的には、次のような労働災害防止対策が対象となります

(ア) 転倒・墜落災害防止対策

- 作業場所の床や通路のつまずき防止のための対策(作業場所の床や通路の段差解消)(1)
- 作業場所の床や通路の滑り防止のための対策(水場等への防滑性能の高い床材・グレーチング等の導入、凍結防止装置の導入)
- 転倒時のけがのリスクを低減する設備・装置の導入
- 階段の踏み面への滑り防止対策
- 階段への手すりの設置(1)
- 高所作業台の導入(自走式は含まず。床面から2m未満の物)

水場における防滑性能の高い床材等の導入



従業員通路への凍結防止装置の導入



転倒防止対策リーフレット



労働者の転倒災害(業務中の転倒による重傷)を防止しましょう

(URL <https://www.mhlw.go.jp/content/001101299.pdf>)

(イ) 重量物取扱いや介護作業における労働災害防止対策(腰痛予防対策)

- 不自然な作業姿勢を解消するための作業台等の設置
- 重量物搬送機器・リフトの導入(乗用タイプは含まず)
- 重筋作業を補助するパワーアシストスーツの導入
- 介護における移乗介助の際の身体的負担を軽減する機器の導入
- 介護における入浴介助の際の身体的負担を軽減する機器の導入
- 介護職員の身体負担軽減のための介護技術(ノーリフトケア)の修得のための教育の実施

移乗介助の際の身体的負担を軽減する機器の導入



(ウ) 暑熱な環境による労働災害防止対策(熱中症防止対策)

- 熱中症リスクの高い暑熱作業のある事業場(2)における休憩施設の整備
- (2)労働安全衛生規則第587条に規定する暑熱に対する作業環境測定を行うべき屋内作業場が対象
- 体温を下げるための機能のある服の導入
- 熱中症の初期症状等の体調の急変を把握できる小型携帯機器(ウェアラブルデバイス)による健康管理システムの導入(初期導入費用のみ パソコンの購入は対象外)

体温を下げるための機能のある服の導入



(エ) その他の高齢労働者の労働災害防止対策(交通災害防止対策)

- 業務用車両への踏み間違い防止装置の導入

労働者ごとに費用が生じる対策(高所作業台の導入、重量物搬送機器・リフト、パワーアシストスーツ、体温を下げるための機能のある服等)については、対策に関わる人数分に限り補助対象とします。

- 労働者の身体機能低下による「転倒」や「腰痛」の行動災害を防止するため、身体機能維持改善のための専門家等による運動プログラムに基づいた身体機能のチェック及び専門家等による運動指導等に要する費用を補助対象とします。

・専門家とは・・・医師、理学療法士、健康運動指導士、労働安全・衛生コンサルタント、アスレティックトレーナー等

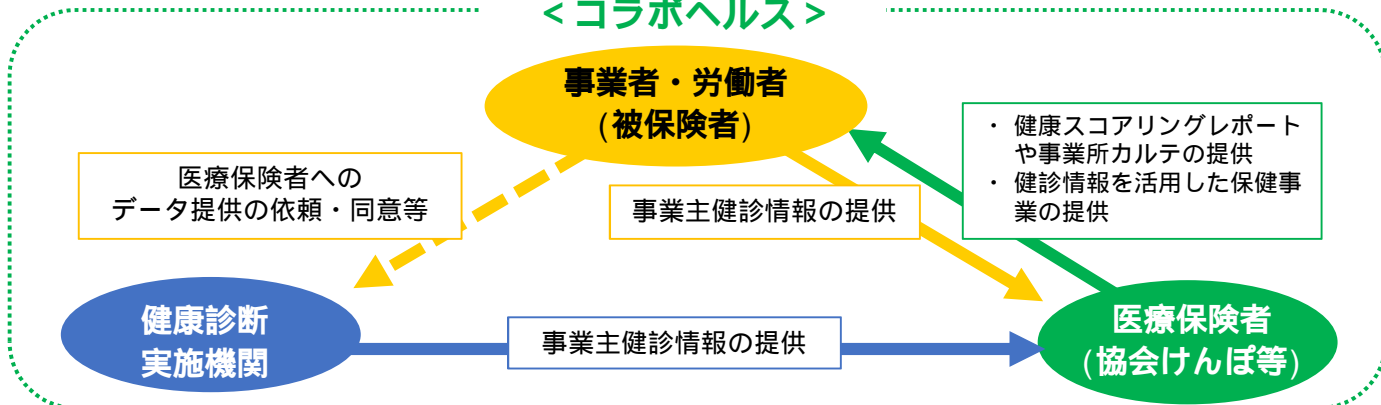
**「転倒防止」・「腰痛予防」のための
身体機能のチェック及び運動指導等の実施が対象となります**

転倒防止、腰痛予防の運動指導等に限り(オンライン開催等も含む)
物品の購入はできません
転倒防止、腰痛予防以外の運動指導は、当コースでは補助対象外です
(メタボリックシンドローム対策等の運動指導はコラボヘルスコースの活用をご検討ください)



「コラボヘルス」とは、医療保険者と事業者が積極的に連携し、明確な役割分担と良好な職場環境のもと、労働者に対する健康づくりを効果的・効率的に実行することです。

<コラボヘルス>



- 事業所カルテや健康スコアリングレポートを活用した、労働者の健康保持増進のための取組に要する費用を補助対象とします。

事業主健診情報が保険者に提供されていることが補助の前提です

具体的には、次のような取組が対象となります

健康教育、研修等

健康診断結果等を踏まえた禁煙指導、メンタルヘルス対策等の健康教育、研修等（オンライン開催、eラーニング等も含む）
産業医、保健師、精神保健福祉士、公認心理師、労働衛生コンサルタント等によるもの

システムの導入

健康診断結果等を電磁的に保存及び管理を行い、事業所カルテ・健康スコアリングレポートの活用等によりコラボヘルスを推進するためのシステムの導入
初期導入費用のみ
パソコンの購入は対象外

栄養・保健指導

栄養指導、保健指導等の労働者への健康保持増進措置（健康診断、歯科健康診断、身体機能のチェックの費用は除く）

物品の購入はできません
事業所カルテや健康スコアリングレポートが保険者側の事情により保険者から提供されない場合は、エイジフレンドリー補助金Q & Aをご確認ください



申請に当たっての注意事項（申請方法等は次頁をご確認ください）

この補助金は「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の対象のため、適正な運用が求められるものです。補助金の実施要領、交付規程等をよく読み、補助金の交付条件等を確認の上で申請してください。

（注）申請内容等の確認のため、（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会が実地調査を行うことがあります。エイジフレンドリー補助金の補助対象となる対策に対して、別途補助金（助成金を含む）が交付されている場合（もしくは交付される予定がある場合）は、エイジフレンドリー補助金を利用できません。

偽り、その他不正の手段によって補助金の交付を受けた場合、交付決定の内容や付された条件に違反した場合は、補助金の返還を求められます。

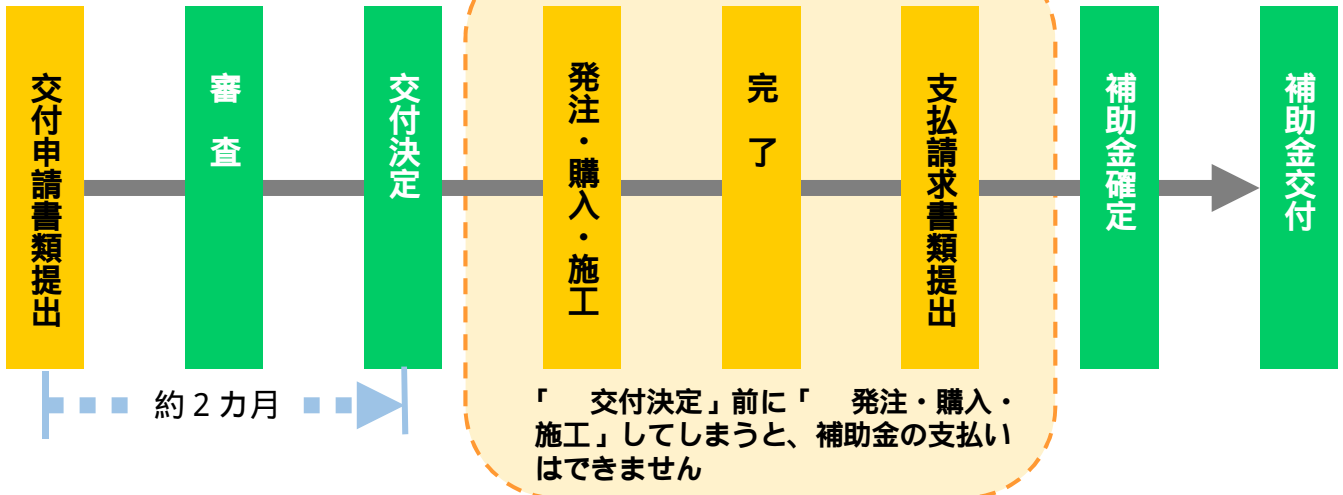
交付決定を受けられなかった事業者は、申請期間中であれば異なる対策での申請が可能です（10月申請分除く）。
なお、不交付決定（不採択）がなされた対策での再度申請はできませんのでご注意ください。

【財産を処分する場合の承認申請（必要な場合に手続きしてください）】

補助金を受けた機器等のうち50万円以上の物について、補助を受けた年度終了後5年以内に、事業の廃止等に伴い、譲渡または廃棄する場合は、承認手続きを行ってください。

補助金申請の流れ

は事業者が実施します。 は事務センターが実施します。



申請書類提出から 交付決定まで概ね2カ月を要します。十分な時間の余裕をもって申請してください。

「 交付申請書類」「 支払請求書類」はエイジフレンドリー補助金事務センターのホームページからダウンロードしてください（申請書類の郵送やメール送付は行っておりません）
対象となる対策の具体例、補助の対象とならないもの等、詳細についてはホームページ内にあるQ & Aにまとめていますので、申請前に必ずご確認ください

高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりのため、事業者と労働者に求められる取組を示した「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」を活用しましょう
エイジフレンドリーガイドライン <https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/000815416.pdf>



交付申請書類受付期間

令和6年5月7日～令和6年10月31日（当日消印有効）

支払請求書類受付期限

令和7年1月31日（当日消印有効）

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会
「エイジフレンドリー補助金事務センター」
（ホームページ <https://www.jashcon-age.or.jp>）

関係書類送付先	〒105-0014 東京都港区芝1-4-10 トイヤビル5階 エイジフレンドリー補助金事務センター	
	交付申請書類は「申請担当」宛へ、支払請求書類は「支払担当」宛へお送りください 関係書類は郵送または宅配便のみでの受付となります（メールでの申請はできません） 封筒に消印が確認できない料金別納・料金後納や、受付日の確認できない宅配便では送付しないでください	
お問合せ先	申請担当	支払担当
	電話：03(6381)7507 FAX：03(6381)7508	電話：03(6809)4085 FAX：03(6809)4086
受付時間	平日10:00～12:00/13:00～16:00 （土日祝休み、平日12:00～13:00は電話に出ることができません） <8月13日～8月16日（夏季休暇）、12月30日～1月3日（年末年始）を除く>	